

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務			
②事務の概要	国民年金金制度は、老後、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを共同連帯によって防止し、もって健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的として創設された制度であり、市町村においては厚生労働省より委任を受け、法定受託事務として国民年金事務の一部を実施している。 郡山市は、国民年金法等関係法令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係法令、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【国民年金業務】 ①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理 ④年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務			
③システムの名称	国保年金システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
国民健康保険及び国民年金情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表46の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民部国民健康保険課			
②所属長の役職名	国民健康保険課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民部国民健康保険課（国保税係及び国民年金係） 電話024-924-2141			

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱に基づき作成している「郡山市国民健康保険課保有個人情報等の安全管理に関する実施手順」により、特定個人情報の取得やデータ入力、保管方法等に関する主な留意点を明確化している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・情報システムについては、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、速やかに個人番号を削除し、削除状況を第三者が確認する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]	
判断の根拠	郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員への周知徹底を行っている。 また、各事務手続の実施に当たって、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・情報システムの保守・管理のための委託にあたり、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を踏まえた契約等を締結した上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。 ・情報システムについては、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、速やかに個人番号を削除し、削除状況を第三者が確認する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I－5.－②所属長	国民健康保険課長 山内 政人	国民健康保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I－7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター） 電話024-924-3511	変更後：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	IV リスク対策	－	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II－1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II－2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	I－1 ②事務の概要	郡山市は、国民年金法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	郡山市は、国民年金法等関係法令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係法令、及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	令和元年10月1日の消費税引上げ施行日から施行のため。（10月分から支給。）※年金生活者支援給付金の支給に関する法律が平成24年
令和1年6月27日	I－1 ②事務の概要	【国民年金業務】 ①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理	【国民年金業務】 ①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理 ④年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務	事前	令和元年10月1日の消費税引上げ施行日から施行のため。（10月分から支給。）※年金生活者支援給付金の支給に関する法律が平成24年11月26日に交付され、「消費税引き上げ施行日から実施する」と規定された。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項・第95項	事前	令和元年10月1日の消費税 引 上げ施行日から施行のため。 (10月分から支給。) ※年金生活者支援給付金の 支給に関する法律が平成24 年 11月26日に交付され、「消費 税引き上げ施行日から実施す る」と規定された。
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日時点	事後	期間経過のため再計算
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日時点	事後	期間経過のため再計算
令和7年4月1日	I-1-③ システムの名称	国保年金システム、共通基盤システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	国保年金システム、庁内連携システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	事後	見直しに伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項・第 95項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24 条の2	番号法第9条第1項及び同法別表46の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和7年1月1日時点	事後	見直しに伴い再計算
令和7年4月1日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和7年1月1日時点	事後	見直しに伴い再計算
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加